

子どもの権利条約の 4つの基本原則

2025.8.10

弁護士 定者 吉人

子どもの権利条約の歴史的経過

- 1924 ジュネーブ子どもの権利宣言
- 1948 世界人権宣言
- 1959 子どもの権利宣言
- 1966 人権規約(社会権規約と自由権規約)
- 1978(国際児童年の1年前) ポーランドが子どもの権利条約の草案を提出、検討開始
- 1989 子どもの権利条約

ジュネーブ子どもの権利宣言

1 子どもは、身体的ならびに精神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない。

2 飢えた子どもは食物を与えられなければならない。病気の子どもは看病されなければならない。

発達の遅れている子どもは援助されなければならない。

非行を犯した子どもは更生させられなければならない。孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ、援助されなければならない。

3 子どもは、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない。

4 子どもは、生計を立て得る地位におかれ、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。

5 子どもは、その才能が人類同胞への奉仕のために捧げられるべきである、という自覚のもとで育成されなければならない。

子どもの権利条約

子どもの権利条約は、子どもを権利の主体と位置づけ、子どもの権利(人権)を包括的に規定した

1989年 国連総会で決議

1994年 日本、条約を批准し締約国となる。158番目！

日本語訳([定者の訳](#))

子どもの権利条約の骨子

- 1条 「18歳未満の人」を子どもとする
- 2条から41条 一般原則、子どもの権利(人権)の内容及びそれぞれの権利について締約国がなすべき措置(施策)を具体的に詳細に明記
- 42条 締約国には、こどもにもおとなにも権利条約の原則と内容が広く知られるようにする義務がある
- 43条～45条 国連子どもの権利委員会への報告義務
- 46条～54条 参加の手続きなど

子どもの権利条約の4つの基本原則

- 生きる権利、発達する権利(6条)
- 権利を差別なく実現する(2条)
- 自分に影響があることにつき、自由に思いを表す権利、子どもの思いを実現(反映)する義務(12条)
- 子どもにとって一番いいことを最優先に(3条)

こども基本法

2022.6.15 制定

2023.4.1 施行

憲法に書かれた子どもの権利(人権)

憲法第3章「国民の基本的人権」には「教育を受ける権利」(26条)をのぞき「子どもの権利」への言及はない。

しかし「国民」には、子どもも当然に含まれるから、例えば

- 個人として尊重される(13条)
- 幸福追求の権利(13条)
- 差別されない(14条)
- 内心の自由(19条、20条)、表現の自由(21条)
- 健康で文化的な・生活をする権利(25条) など

「憲法・子どもの権利条約にのっとり」

こども基本法は1条に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり・・社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定め・・こども施策を総合的に推進することを目的とする」と規定している。

そこで、こども基本法を正しく実施するには、憲法と子どもの権利条約を知る必要がある。

こどもの定義とこども施策

第2条

1 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
(子どもの権利条約第41条「子どもの権利をより実現する方がある場合はそれによる。」を参照)

2 この法律において「こども施策」とは、・・こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

こども基本法が定める、こども施策の基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。(こども基本法の第3条)

- こどもは個人として尊重され、その基本的人権が保障される(第1号←憲法第13条)
- 差別的取り扱いの禁止(第1号←条約第2条)
- 生命、生存及び発達に対する権利(第2号←条約第6条)
- こどもの意見表明権とその尊重(第3号、第4号←条約第12条)
- こどもの最善の利益を優先的に(第4号←条約第3条)
- 子どもの養育はできるだけ家庭で(第5号)
- 子育てが喜びと実感できる社会(第6号)

第6条 生命、生存及び発達の権利

国連子どもの権利委員会

子どもの権利条約は、国連子どもの権利委員会に関する規定を置いています。(43条から46条)

国連子どもの権利委員会は、締約国による子どもの権利条約の実施が確実に行われるよう、

- 1 締約国による報告を受けて、
- 2 権利条約の実施に進捗があるか、審査し
- 3 審査結果(総括所見)を公表します。

第6条に関連して 1

第3回 パラグラフ41(懸念)

委員会は、子ども・青年の自殺、及び自殺・自殺未遂のリスク要因についての調査が欠如していることに、依然として懸念を有する。

委員会はまた、児童関連施設における事故がそれらの施設の安全最低基準が遵守されていないことと関連している可能性があるとの情報について懸念する。

第6条に関連して 2

第3回 パラグラフ42(勧告)

委員会は、締約国が子どもによる自殺のリスク要因を調査し、防止措置をとり、学校にソーシャルワーカー・心理相談サービスを備えさせ、かつ、子どもへの指導システムが困難な状況にある児童に追加的なストレスを与えることがないように確保するよう勧告する。

委員会はまた、締約国が、公的・私的を問わず、子どものための施設を備えた機関が、適切な最低限の安全基準を遵守することを確保するよう勧告する。

第6条に関連して 3-1

第4回・第5回 パラグラフ20(勧告)

委員会は、前回の勧告(CRC/C/JPN/CO/3、パラ42)を想起し、締約国に対し、以下の措置を4 とるよう促す。

(a) 子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを確保するための措置をとること。

(b) 子どもの自殺の根本的原因に関する調査研究を行ない、防止措置を実施し、かつ、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること。

(続く)

第6条に関連して 3-2

第4回・第5回 パラグラフ20(勧告)

(c) 子ども施設が適切な最低安全基準を遵守することを確保するとともに、子どもに関わる不慮の死亡または重傷の事案が自動的に、独立した立場から、かつ公的に検証される制度を導入すること。

(d) 交通事故、学校事故および家庭内の事故を防止するための的を絞った措置を強化するとともに、道路の安全、安全および応急手当の提供ならびに小児緊急ケアの拡大を確保するための措置を含む適切な対応を確保すること。

第2条 差別されない

第2条

【私訳】

日本は、どの子どもにも、この条約が定める権利を尊重し、その権利を確かに守る。

子どもは、人種が違ふとか、肌の色が違ふとか、男であるとか女であるとか、言葉が違ふとか、宗教が違ふとか、意見が違ふとか、出身がどうか、障がいがあるとかないとか、両親が結婚しているとかいないとか、両親の意見がどうかとか、そんな理由で差別されない。

また、そのほかのどんな理由によっても、子どもは差別されない。

第2条

【政府訳】

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

差別を禁止する対象

- 人種、性別、言語、宗教、意見、出身、生まれ、障がいの有無、財産、その他 (race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national, ethnic or social origin, property, disability, birth or other status.)
- **子ども本人** の属性と**子どもの親や保護者** の属性の双方

「その他の状態」(Other Status)

明示的に挙げられていないその他のあらゆる特性についても、差別の根拠とすべきでないという、オープンエンドなカテゴリ。

委員会は、この「その他の状態」を活用して、従来あまり注目されなかったり新たに浮上した子どもに対する差別の根拠にしている。

- 性的指向および性自認
- 障害および健康状態 HIV感染またはその影響を受けた子ども
- ストリート・チルドレン(路上生活を強いられている子ども)
- 非行に関与した子ども

差別をなくすためのあらゆる措置

- 法制度および制度的枠組みの強化 すべての子どもに平等な権利を保障するため、明示的に差別を禁止する包括的な反差別法の制定。
- 差別的な現行法の見直しを通じて、特定の属性に基づく不平等な扱いを完全に撤廃する。
- 差別的慣行の廃止

実質的平等の実現

第2条第2項は、国に対し、「子どもがあらゆる形態の差別から保護されるよう、あらゆる適切な措置を講じなければならない」と義務付けている。

- 形式的に同じ扱いをするだけでなく、実質的な平等（実質的公平）の実現が重要。差別には、露骨な不平等待遇（直接差別）だけでなく、一見中立な扱いが結果的に特定の子どもに不利益をもたらす場合（間接差別）も含まれる。
- 国は誰も権利から取り残されないよう、弱い立場にある子どもたちを積極的に見出して支援することが求められる。

脆弱な立場の子どもへの特別支援

- 脆弱な立場の子ども
 - ひとり親家庭、移民背景を持つ子ども、障がいのある子ども、経済的に不利な環境にある子ども
- 今後の対応策:
 - 経済的、社会的背景に起因する格差を是正するため、特に支援が必要なグループに対する教育・医療・福祉サービスを充実する。
 - 地方自治体と連携し、地域ごとの実情に合わせた支援プログラムを策定・実施する。

アファーマティブアクションとは

アファーマティブアクション(積極的差別是正措置)とは、歴史的に差別や不利益を被ってきた集団に対して、機会の平等や実質的な平等を促進するために講じられる特別措置を指す。

具体例として、雇用・教育での一定の割当て(クォータ)制度、奨学金の優先措置、特定集団向けの能力開発プログラムなど。

その目的は、過去や現状の不平等を是正し、社会全体として平等な結果(機会・待遇)を実現することにある。

権利条約上の特定の子ども集団に対する特別の配慮や支援

子どもの権利条約のいくつかの条項は**特定の子ども集団に対する特別の配慮や支援**を明確に認めている。

代表例が第20条と第23条。これら特別規定は、第2条の非差別原則と矛盾するどころか、**むしろ第2条を実現するための具体策として整合的に位置付けられる。**

- **第20条**: 家庭環境がない子ども
- **第23条**: 障害のある子ども

第18条第2項

【私訳】

日本は、父母が子どもを育てる責任を十分に果たすことができるよう、必要な援助を行う。

第20条第1項

【私訳】

一時的または永続的に家庭環境を奪われた場合、またはその家庭環境にとどまることが子どもの最善の利益に反する場合、子どもは、国に対し特別の保護と援助を求める権利がある。

【政府訳】

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

第23条

【私訳】

障がいがある子どもは、人としての尊厳を確保し、自立をし社会へ積極的に参加でき、十分に満ち足りた生活を楽しむことができるよう、特別の支援を求める権利がある。

第23条で用いられる言葉の解説

- **障害のある子ども**（精神的又は身体的な障害を有する児童）：身体的または知的・発達障害など何らかの**障害がある 18歳未満の子ども**を指す。
- **適切な援助**（適した援助）：条文では「当該児童の状況及び…事情に適した援助」と書かれており、**子どもの障害の種類・程度やその子を養育する者の状況に合った支援**を指す。各国は利用可能な資源の範囲で、援助を申請した障害児とその保護者に対し、このような**適切な支援が提供されることを確保する義務**がある。

第23条の概略

- **障害のある子どもの生活の質** : 障害のある子どもは、**尊厳を確保され、自信を持ち、積極的に社会参加することを奨励される**ような、十分かつ適切な生活を享受する権利がある。
- **特別な保護と支援を受ける権利** : 障害のある子どもには、**特別な保護(ケア)を受ける権利** がある。
- **社会参加** (社会への積極的な参加 / 社会への統合) : 障害のある子どもが**地域社会の一員として当たり前**に受け入れられ、**積極的に活動・参加できること**。障害児が社会から隔離されるのではなく、教育や遊び、文化活動などあらゆる社会生活に参画できるようにする。

第23条の概略2

- **包括的なサービスへのアクセス保障**：提供される援助は原則**無償**で（保護者の経済状況に応じて可能な限り無料）。また、その援助の内容は、障害のある子どもが学び、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会など、あらゆる機会を実質的に利用できるようにするものであること。これにより、障害児が将来は、働くなど、**社会の中で役割をもち自己実現**できる。

日本の課題

- 委員会は「障害のある子ども(知的障害を含む)がその権利の享有において依然として不利な立場に置かれており、教育制度やレクリエーション・文化活動などにも十分**統合されていない**」ことを懸念している。
- 実際、日本では障害の程度によっては特別支援学校など**分離された環境で教育を受ける子どもが多い**現状があり、インクルーシブ教育の更なる推進が課題とされている。

日本の課題2

- 委員会は、日本政府に対し通常学級への障害児受け入れ拡大や教員の研修強化、バリアフリー化の促進(合理的配慮の提供)など、第23条の精神に即した**包摂的教育システムの整備**が求めている。
- また、地域によって支援サービスの質や量に差があること、障害児や家族への社会的な偏見が残ることなども指摘されており、これらへの対応も今後の課題。

第12条 子どもが思いを自由にあらわす

第12条第1項

【定者の訳】

日本は、子どもが、自分に関係がある、あらゆることについて、自由に、その思いをあらわす権利を実現しなくてはならない。

また日本は、子どもがあらわした思いを重く受け止めなければならない。

第12条第2項

【定者の訳】

子どもは、自分に影響がある、あらゆる手続において、自分で、または代弁者を通じて、思いをあらわす機会を与えられなければならない。

英文の表現

- in any judicial and administrative proceedings affecting the child
自分に影響のある、あらゆる手続きにおいて
- shall be provided the opportunity to be heard 思いをあらわす機会を与えられなければならない
- either directly, or through a representative 自分で、または代弁者を通じて

第12条の意義

- 第12条第1項は、子どもが自分に影響することについて思うことを実現させるため、自分のやり方で自由に、その思いをあらわす権利を保障する規定。
 - 子どもを単なる保護対象ではなく、自己の思い、考え、感情を持ち、自己実現をめざす主体として位置付けている。
- 第12条第2項は、多様な場面で第1項を実践することを求めている。
 - さまざまな場面で子どもが思いをあらわし、その思いが反映される仕組みを整える必要がある。
 - 支援者や代弁者を準備する。

日本で12条がどこまで実現されているかを
最終所見から確認する

2004年の最終所見(第2回)

The Committee reiterates its concern that respect for the views of the child is not fully implemented in practice. In particular, traditional attitudes in society and certain legal provisions (such as high age limits for hearing children in proceedings) continue to restrict children's right to be heard.

委員会は、子どもの意見の尊重が実践において十分に実現されていないという懸念を改めて表明する。とりわけ、社会における伝統的な態度や(一部の法手続における年齢制限のような)法的規定が、子どもが思いをあらわす権利を引き続き制限している。

2010年の最終所見(第3回)

The Committee reiterates its concern that respect for the views of the child is not fully implemented in practice.・・

the Committee recommends that the State party strengthen measures to promote the rights of the child to express his/her views fully in all matters affecting him/her in all contexts, including at school and in other children's institutions, in the family, in the local community, in courts and administrative bodies and also in policy-making processes.

委員会は、子どもの思いに敬意を払うことが十分に実現されていないとの懸念を改めて表明する。・・委員会は日本に対し、学校その他の児童施設、家庭、地域社会、裁判所、行政機関、および政策立案過程を含む、あらゆる場面で、子どもが、自分に影響するすべてのことについて十分に思いを表わす権利を促進する措置を強化するよう・・勧告する。

2019年の最終所見(第4回・第5回)

the Committee remains seriously concerned that the right of children to express their views freely in all matters affecting them is not respected. ••

Committee urges the State party to assure to any child who is able to form views the right to freely express those views, without age limitations, in all matters affecting the child, and that due weight be given to the child's views, while providing safeguards against intimidation and punishment of a child.

委員会は、子どもが自己に影響があるあらゆる事柄について自由に思いをあらわす権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。••思いをあらわしたことで子どもが脅しや罰を受けることがないよう保護しつつ、学校その他の児童施設、家庭、地域社会、裁判所、行政機関、および政策立案過程など、あらゆる場面で、子どもが年齢にかかわらず、自分に影響するすべてのことに十分に思いをあらわすことができるよう、その権利を促進する措置の強化を••勧告する。

家庭における、自由に思いをあらわす権利の実情

- **進路選択や学びの強制**：中学・高校進学や将来の進路について、親が子どもの意思より自分の希望を優先し、一方的に方向づけるケース。例えば子どもが望む学校や職業よりも親の考える「安定した道」を押し付けたり、習い事や塾通いを子どもの思いに反して強制することなど。
- **一方的な生活習慣やルール**：就寝時間・スマートフォン利用時間・服装など日々の生活規則において、親が一方的に決めつけ子どもの思いを考慮しないなど。
- **叱責やしつけ**：親が子どもの話を最後まで聞かず「黙りなさい」「親の言うことに従え」と押さえつけてしまうなど。

背景要因

- 伝統的な家族観・教育観 子どもは親を尊敬し服従するべきとする風潮から、親に異を唱える子どもを「わがまま」「生意気」と捉える
- 親の「善意」—「子どものためを思って」決定している
- 「親の方が経験があり正しい判断ができる」「子どもは何も分かっていない」という無意識の前提
- 親自身が経済的不安や長時間労働などで心身に余裕がなく、子どもの話に十分向き合えない

家庭で子どもの思いを受け止めるには

- 日常的に子どもが思いをあらわす場をつくり、習慣化する。親が子どもに、「あなたの思いを聞かせて」と明確に伝えることで、子どもも素直に思いをあらわしやすくなる。
- 子どもの思いを聞く際には頭ごなしに否定せず最後まで傾聴する。
- 子どもが安心して思いを表すことができるよう、子どもが親に反対の思いや不満を述べた際に、感情的に叱りつけたり罰を与えたりしない。
- 子どもが親に直接言いにくいことは、第三者(祖父母、家族ぐるみで付き合いのある友人など)を通じて親に伝えるなど工夫する。

学校における、自由に思いをあらわす権利の実情

- 校則(学校生活のルール): 例えば髪の毛の色を黒と指定して生まれつき髪が茶色い生徒に黒染めを強要したり、過剰に細かく着用する服を定めるなどのいわゆるブラック校則が、問題とされつつもなくなるらない。
- 授業内容や学校行事などについて、生徒が意見を述べる機会ほとんどない。
- いじめにつき被害生徒の訴えが真摯に受け止められず深刻化したり、生徒と教師のトラブル(体罰やハラスメント等)でも、生徒の訴えより教師側の言い分が優先され、子どもの感じた苦痛が軽視される。

生徒は「伝えても無駄」「言えばかえってにらまれる」と萎縮し、子どもは学校に対し無力感を抱く。

背景要因

- 日本の学校運営は長らく「教師＝指導者、児童生徒＝従う者」というヒエラルキー構造を前提としてきた。一戦前からの教育観や集団主義的風土に根ざす。
- 生徒が学校運営や教師の言動に異議を唱えたり意見を述べたりすることは規律を乱す行為とみなされがち。
- **多忙な学校現場では子どもの声より円滑な運営が優先。**
- 文科省も長い間、学校に子どもの権利条約の理念を反映しようと取り組まなかった。（←ようやく2022年、生徒指導提要（ガイドライン）を改訂し、生徒の意見尊重や校則の見直しに生徒を関与させる重要性に言及するようになった。）

学校で子どもの思いを受け止めるには

- 制度改革:校則の制定・改廃プロセスに生徒の参画を義務付ける、教員には直接言いにくい思いを届ける手段として、匿名の「生徒意見箱」を設置し、寄せられた意見・要望に対しては校内掲示や集会で回答する。
- 意識改革:教員研修に子どもの権利条約の内容を盛り込み、教員が条約の理念を理解し、ファシリテーターとして子どもの声を引き出し受け止める役割を担う。
- 生徒が思いをあらわす際には、教員自身がそれを歓迎する姿勢を明確に示す。子どもが意見を言った際には頭から否定せず一度受け止める「傾聴の姿勢」を持つ。

日本の取り組みの現段階

児童福祉法改正とこども基本法の制定

○ 児童福祉法改正（2016年）

国連子どもの権利委員会の勧告を踏まえ、子どもの「思い」を尊重する原則が児童福祉法第2条に明文化された。

○ こども基本法の制定（2022年）

こども基本法が制定され、**第3条に、国や地方公共団体などのこども施策の基本理念の一つとして、子どもの『思い』を聴き尊重することが明記**され、

さらに第11条に、国及び地方公共団体は 施策に子どもの思いを反映すること、と書き込まれた。

こども基本法の条文

- 第3条第2号 「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」
- 第11条 「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

児童福祉法改正で子どもの意見表明等の尊重

○意見表明等聴取と意見表明等支援（2024年4月から）

前者は、一時保護所、里親、児童養護施設などで生活する子どもの、措置についての「思い」を職員が聴く制度。

（児童福祉法第33条の3の3、同第33条の4）

後者は「法で定める一定の児童につき、一定の場面で、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。」

（児童福祉法第6条の3第17項）

意見表明等支援制度の課題

意見表明等支援者の中立性と独立性の欠如

- 多くの自治体では児童福祉の専門職や施設職員が意見表明の支援にあたっているが、これらの支援者は子どもの処遇を決定する側に属することが多く、子どもにとって安心して話せる存在とは限らない。

子どもの意思決定支援の視点が不十分

- 意見表明支援が単なる「聞き取り」で終わり、子どもが自分の言葉で考え、表明するプロセスが十分に支えられていない。
- 特に障害のある子どもや、発達段階が幼い子どもに対する理解の補助や言語以外の表現手段の保障が不十分。

独立アドボケイトの必要性

意見表明等支援者の中立性と独立性の欠如

- 独立アドボケイトは処遇決定から独立した立場で、子どもと一対一の関係を築き、子どもが安心して思いをあらわすことができる環境を作る。特に、保護者や職員に不信感を持つ子どもにとって、唯一の味方になりうる。

子どもの思いの制度的反映を担保

- アドボケイトは単に子どもの意見を聴くだけでなく、それを必要な場（例：ケース会議や家庭裁判所）に届ける役割も担う。

日本における独立アドボケイト導入の課題

法制度の整備不足

- 現行の児童福祉法には、**独立アドボケイトの制度的規定がなく**、役割や資格、設置主体などが不明確。

財政・人材確保の課題

- 独立性を担保しつつ、**安定した配置**を実現するには、自治体とは異なる中間支援組織やNPOなどの関与が必要。
- 専門的な研修を受けたアドボケイト人材の養成・確保と、持続的な財政支援が不可欠。

「子どもの参加」から「子ども発」へ

子どもの権利条約第12条は「子どもの参加」のための条文として引用されることがある。
しかし、「参加」という言葉は、大人が場を設定し子どもが呼ばれて加わる、大人の決定に子どもが「意見する」、子どもをおとなの「協力者」「協議対象」と位置づける、など、子どもの主体性を限定しかねない。

ロジャー・ハートの「子どもの参加のはしご」

1. Manipulation (操作)
2. Decoration (飾り)
3. Tokenism (名ばかりの参加)
---(ここまでが「非参加」)---
4. Assigned but informed (子どもが自らの意思ではなく、企画や活動に割り当てられて参加。情報は与えられている)
5. Consulted and informed (相談され、情報も与えられている)
6. Adult-initiated, shared decisions with children (大人が始め、子どもと共有して決定)
7. Child-initiated and directed (子どもが主導し方向づけ)
8. Child-initiated, shared decisions with adults (子どもが主導し、大人と共に意思決定)

子どもの参加に必要な9つの要素(一般的意見第12号)

要素	英語(原文)	説明(要約)
① 明確な目的	Transparent and informative	子どもに対して参加の目的や内容をわかりやすく説明すること。
② 自発的な参加	Voluntary	子どもが無理に参加させられるのではなく、自ら望んで参加できること。
③ 子どもに適した方法	Respectful	子どもの年齢や発達、文化的背景に配慮した形で行われること。
④ 子どもにわかりやすい情報	Relevant	十分な情報が、子どもに理解できる方法で提供されていること。
⑤ 包括的であること	Inclusive	あらゆる子ども(障害、言語、ジェンダーなど問わず)が参加できること。

(続き)

⑥ 安全で支援された環境

Supported by training

子どもも大人も参加に必要なスキルや知識を学べるよう支援があること。

⑦ 子どもが意見を言いやすい雰囲気

Safe and sensitive to risk

心理的にも身体的にも安全が保障された空間であること。

⑧ 子どもの意見が影響を持つ

Accountable

子どもの意見が実際に意思決定に影響し、結果が説明されること(フィードバック)。

⑨ 継続的な関与が可能

Ongoing

一度きりではなく、継続して関与できる機会があること。

意味ある参加モデル(Meaningful Participation Model)

子ども・若者が、その年齢や能力に応じて、十分な情報を得た上で、自発的かつ責任ある形で、意思決定に影響を与えられるような参加のあり方を保障する考え方。

要素

内容

透明性と情報提供	参加の目的やプロセスについて、子どもが理解できる言葉で説明される
自発性と自由意思	参加するかどうかは、子どもが自分で選べる
インクルーシブで公正	年齢、性別、障害、文化的背景などにかかわらず、すべての子どもが参加できる
安全で支えられた環境	意見を安心して述べられ、心理的・社会的に支えられている
意見の尊重と反映	子どもの声が実際の決定に反映され、その結果が説明される(フィードバック)
継続性	一回きりで終わらず、継続的に関わるしくみがある

こども家庭庁のガイドライン

こども家庭庁は2024年6月に、各府省庁や地方自治体の職員を対象に「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を策定した。主な内容は、

1. 意見反映の意義と背景：

- こども・若者の意見を聴くことの重要性や、こども基本法が定める基本理念について解説している。

2. 意見反映のプロセスと進め方：

- こども・若者の意見を聴取し、政策に反映させるまでの具体的な手順や方法を示している。
- 意見を聴く際の留意点や工夫、事例なども紹介している。

ガイドラインで強調されている要素

ガイドラインでは、以下のような要素が強調されている。

- 子どもの**意見表明権**の保障(こども基本法・CRC第12条)
- 子どもの意見を**政策に反映**するための丁寧な手順
- **年齢や発達**の程度に応じた**方法**で意見を聴く
- 意見を「聞くだけ」で終わらず、**どのように反映したかを説明する** 重要性(フィードバックの義務)
- 子どもの意見表明に向けた**環境整備**(信頼関係、安全な場)

子ども参加の再定義の提案

「参加(participation)」という言葉は、語源的にも実務上も「すでに誰かが決めた場に入ること」というニュアンスが強く、子どもの主体性を見えにくくしてしまう可能性があります。

そこで、子どもの参加を次のように再定義することも考えられる。

- 「子どもの主体的関与(child-led engagement)」
- 「子どもが共に創る(co-creation with children)」
- 「子どもが声を上げ、社会に関わる権利の行使」

そもそも「参加」ではなく「子ども発」へ

- 子どもは既存の場に加わる者ではなく、**場を「生む」存在**。
- 「おとな発」の政策や場づくりではなく、「こども発」で、社会をつくる。

第3条 子どもにとって一番いいこと

第3条

【定者の訳】

日本が、子どもに関する施策をするときは、それが何であっても、子どもにとって一番いいことは何かを、まっさきに考えなくてははいけない。

【政府訳】

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

ポイント

- In all actions concerning children 子どもに関する施策をするときは、それが何であっても
- the best interests of the child 子どもにとって一番いいこと
- shall be a primary consideration は何かを、まっさきに考えなくてはいいけない。

「子どもの最善の利益の保障を子どもの視点からとらえる」ためには、単に大人が子どもの利益を考慮するだけでなく、子ども自身が意思決定のプロセスに積極的に参加し、自分の意見が適切に尊重される仕組みを整えることが不可欠。

最善の利益と権利条約の周知と理解の関係

子どもについて施策を決定し実施する大人が条約を知らずに、主観的、独善的に「子どものためだ」と意思決定を行うと、子どもの利益を損ないかねない。

最善の利益の原則を的確に運用するためには、子どもの権利条約についての深い学びと運用の経験・ノウハウの獲得が必要。同時に、そのような運用が社会で受け入れられ、支持されるためには、社会への権利条約の周知と国民による理解が不可欠。

大人が施策を決定する場合の3つの前提条件

- 1 子どもの権利条約の理解
- 2 子どものビュー(思い・願い)の尊重
- 3 子どもにとって一番いいことを最優先にする姿勢

子どもの状況把握(アセスメント)段階

子どもの思いや願いを聴く

- 準備と方法選定
 - 子どもが安心して話せる場づくり
 - 子どもが最も自己表現しやすい方法
- 意思聴取の実施
- 子どもの意見を分析・整理・評価する

(続き)

子どもの個別の状況・背景情報を収集

- 子どもの安全・脆弱性
 - 子どもが暴力、虐待、家庭崩壊、いじめ、貧困、障害など脆弱な状況に置かれていないかを確認する。
 - 特に家庭内暴力や性的虐待の有無、居住先の安全性、経済的困窮の影響などを重視する。
 - 子どもの安全を第一に、最小限の介入で最大限の保護を実現

最善の利益に基づく意思決定

1 子ども本人に決定内容の説明と同意取得

- 保護者や代弁者とも連携し、子ども自身の意思が尊重されるよう支援する。

2 会議

- 専門家チーム（ケースワーカー、教育相談員、心理士、医療スタッフ、法的専門家など）
- 子どもの意見が最終判断に反映されるよう、会議では必ず子どもの意思が「どのように」「どの程度」考慮されたかを明確に記録する。

施策の実施・モニタリング・レビュー段階

1 実施後のモニタリング

- 子どもの思いや願い、子どものニーズは常に変化する。措置について、継続的に子どもの思いや願いを聴き、また子どもの状況の変化に気を配り、必要に応じて措置を見直す。

2 定期的なレビュー

- 一定の期間が経過した段階で、子ども自身と保護者、支援者の三者で**レビュー会議**を行い、当初の決定が最善の利益を実現しているか振り返り、必要に応じて修正をする。

チェックリスト(子どもから聴く)

- 子どもがリラックスして話せる雰囲気を作れているか？(声のトーン、表情、部屋の配置など)
- 子どもの年齢・特性に合った聞き取りの工夫をしているか？(言葉遣い、補助ツールの使用等)
- 子どもの話を途中で遮ったり誘導したりしていないか？十分に時間を取り傾聴できているか？
- 子どもの発言内容を正確に理解・記録するよう努めたか？あいまいな点は確認したか？

チェックリスト(子どもの状況とニーズの把握)

- 子どもの安全に関わるリスク(虐待・暴力・自傷他害など)は評価したか？緊急度の高いニーズは把握できているか？
- 子どもの健康状態や発達に必要なケアは行われているか(医療やリハビリ、障害支援の必要有無)？
- 子どもの学びの状況(就学状況、学習到達度、特別な支援の必要性)は把握したか？
- 家庭環境(養育者のケア能力、経済状況、家族関係、住環境)は把握したか？支援サービス活用状況は？

チェックリスト(判断段階)

- ・ 可能な対応策の選択肢を漏れなく検討したか？複数案について利点・欠点を比較検討したか？
- ・ 子どもの思いや願いは判断材料に確実に盛り込んだか？どの部分に子どもの思いや願いが反映されたか、明らかか？
子どもの短期的利益だけでなく長期的視点での発達や幸福も考慮したか？(将来の影響も視野に入れたか)
- ・ 判断において、法律や規則に沿ったプロセスを遵守しているか？必要な手続や承認を漏らしていないか？
- ・ 判断理由を論理的に説明できるか？子ども本人や保護者に対しても理解できる形で伝えられる準備があるか？

チェックリスト(判断段階)

- 決定事項は速やかに実行に移されたか？関係者全員に周知され役割分担は明確か？
- 実施後の子どもの様子に留意し、必要なら心理的サポート等の追加支援を行っているか？
- 子どもが新たな不利益や権利侵害にさらされていないか継続的にチェックしているか？
- 子どもから意見や不満を聞き取る機会を定期的に設けているか？子どもが声を上げやすい仕組みが機能しているか？
- 定期モニタリングを計画通り実施し、状況に応じて計画を見直しているか？改善が必要な場合は速やかに変更しているか？

権利条約を広く知らせ、理解を得る

権利条約第42条【定者の訳】

日本は、この条約の中心となる考え方や条文を、適切かつ積極的な方法で、大人にも子どもにも、広く知らせることを約束する。

こども基本法第15条

「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」

こども大綱・実行計画

こども大綱(2023年7月に閣議決定)の第2の(1)と(2)

(1)こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
(9ページ～)

(2)こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく(10ページ)

子どもの権利の周知を図るために一今後の課題

- 保護者をはじめ地域住民に対し活発な子どもの権利条約を知り、理解する。子どもの権利条例を作る。
- 当事者である子ども自身が子どもの権利条約を知り、理解し、自分に影響があることにつき、自分の権利にもとづいて思いをあらわす。
- 子どもに関わる各種職員の研修プログラムを整備し深化し、これに基づき職員研修を実施する。
- 子どもの権利条約を基盤に情報連携・共通理解を促進する。

子どもの権利に基づく、
子どもが幸せな社会の実現を！

子どもの権利条約プロモーターとは

地域社会で子どもの権利条約を広めるために活動するひとを子どもの権利条約プロモーターと呼びます。

子どもの権利条約プロモーターは、子どもの権利条約を学び、条約に書かれた原則や子どもの権利を子どもにもおとなにも広め、子どもの権利条約が地域社会のあらゆる場面で実現されるよう、取り組みます。

子どもの権利条約プロモーター講座を実施しています。

<https://crcpro.jp/>